

# FUKUOKA映像インターンシップ

## 受入企業支援 募集要項

令和6年4月24日

## 目次

1	事業の趣旨・目的	1
2	支援事業	1
3	支援対象経費	1
4	事業の流れ	2
5	スケジュール	2
6	申請者の資格要件	3
7	申請方法等	3
	(1) 申請受付期間	3
	(2) 申請様式の入手方法	3
	(3) 提出書類	3
	(4) 申請方法	3
	(5) 申請にあたっての注意事項	3
8	事業実施報告	4
	(1) 提出資料	4
	(2) 提出方法	4
	(3) 報告にあたっての注意事項	4
9	事業実施報告書類の審査	4
10	支援金請求書の提出	4
11	支援金の交付	4
12	決定の取消し	5
13	留意事項	5
14	問い合わせ先	5

## 1 事業の趣旨・目的

この支援は、市内映像事業者がインターンシップを実施する際に必要な経費の一部を支援することで、若手人材が就業体験を通じて、業務内容等についての理解を深め、雇用のミスマッチを減らすことで企業の安定的な人材確保を促すことを目的とする。

## 2 支援事業

本事業の支援対象となる事業（以下「支援事業」といいます。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 新たにクリエイターを採用するために実施するインターンシップであること。
- (2) 18歳以上の学生及び新卒者（卒業から3年以内）を対象としたインターンシップであること。
- (3) 実施期間が5日間以上であること。
- (4) 有給のインターンシップの場合は、福岡労働局が定める最低賃金以上を適用すること。
- (5) 事業内容が法令及び公序良俗に反したものでないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを目的とした事業でないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とした事業でないこと。
- (8) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とした事業でないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本事業の支援が不相当と認められない事業であること。

## 3 支援対象経費

### (1) 支援対象経費

本事業の支援対象となる経費（以下「支援対象経費」といいます。）は、次の表に掲げるものとします。なお、①、②とも実際の支払額に応じた実費もしくは上限額のどちらか少ない方を交付します。

#### 【支援対象経費】

内容	概要
① 受入支援金 (有給インターンシップに限る)	受入1人あたり最大5千円/日 (1人あたり上限20日まで)
② 宿泊費	受入1人あたり上限5千円/泊 (1人あたり上限10万円まで)
③ インターンシップ実施事業者の 広報支援	インターンシップを実施している市内 映像事業者のリストを作成し、大学及び 専門学校へ共有

※1社あたりの支援金の上限は30万円とします。

※インターン1名に対し、①、②を重複して受け取ることはできません。

※国や県その他の団体等による事業から、補助金・交付金・負担金その他の金銭給付を受けている経費については対象外とします。

## (2) 支援額

支援対象経費に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとします。

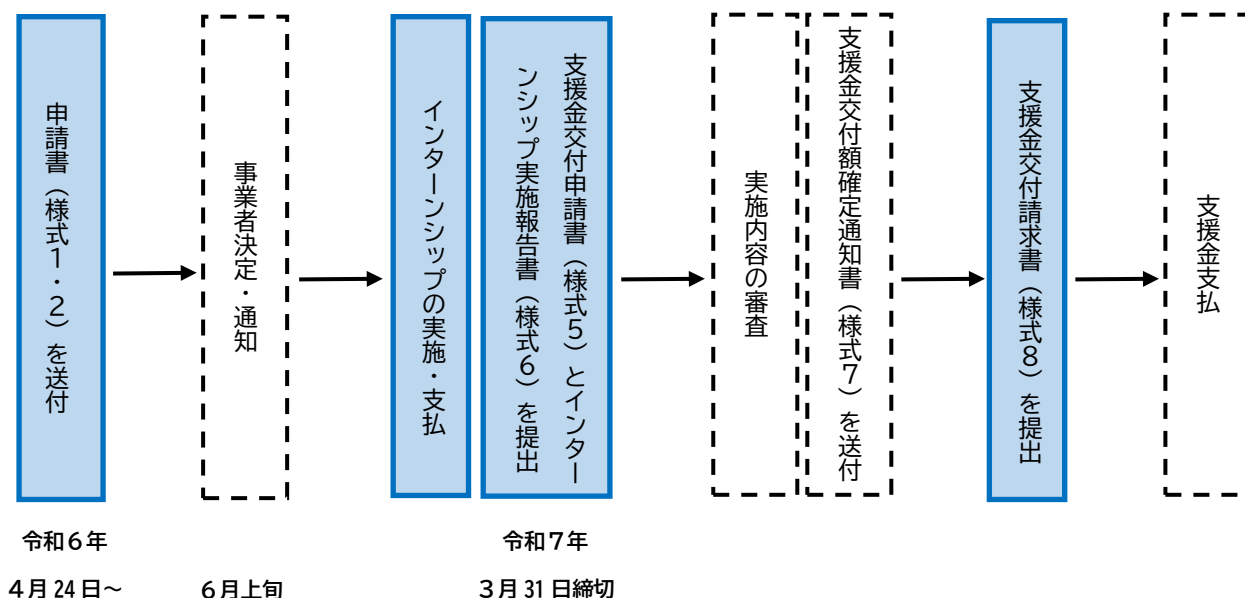
## (1) 支援対象期間

交付決定日から令和7年3月31日(月)

## 4 事業の流れ

本事業の大まかな流れは次のとおりです。

スケジュールについては、公募開始時点のもので、今後変更になる可能性があります。



※  は申請者が行う項目です。

## 5 スケジュール

(1) 申請受付開始 令和6年4月24日(水)

(2) 申請締切 令和6年5月31日(金)

※受入支援金及び宿泊費の申請については、申請期間中の総申請額が予算額を上回った場合は抽選で支援事業者を決定します。なお、抽選を実施する場合は以下の順番で優先的に採択を行います。

① 新たに学生等の採用を始める事業者であること。

② 不定期に学生等の採用をしている事業者であること。

※予算の執行状況によっては、申請期間終了後も随時申請を受け付けます。

- (3) 事業者決定通知 令和6年6月上旬  
(4) 事業実施報告締切 令和7年3月31日(月)

## 6 申請者の資格要件

本事業に申し込める申請者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 福岡市内に本社がある映像制作事業者であること。
- (2) 申請者の役員が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）または同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 事業の運営について、暴力団や暴力団員または暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (4) その他、本事業の趣旨に照らして適当でないとクリエイティブ福岡推進協議会の会長（以下「会長」という。）が判断するものでないこと。

## 7 申請方法等

### (1) 申請受付期間

令和6年4月24日(水) から令和6年5月31日(金)

### (2) 申請様式の入手方法

申請書類等の様式は、福岡市のホームページからダウンロードできます。

URL: [https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/r6\\_intern.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/r6_intern.html)

### (3) 提出書類

次の書類を、(1)の申請受付期間内に提出してください。

- ① 支援申請書（様式第1号）
- ② 役員名簿（様式第2号）
- ③ 定款・規約等

※なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内に本支援の申請をする者にあつては、②・③の提出を免除します。

※提出書類の中に個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。

### (4) 申請方法

申請書類は、電子メールでご提出ください。

提出先: [contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp)

※メールのタイトルは「【申請】 インターンシップ支援」としてください。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

### (5) 申請にあたっての注意事項

- ① 本事業の申請に関する資料作成及び提出にかかる一切の費用は、参加者の負担と

します。

②提出された申請書類は、本事業の採択以外の目的には使用いたしません。

## 8 事業実施報告

### (1) 提出資料

事業完了後、次の書類を事業完了の日から 30 日以内に提出してください。なお、最終提出期限は令和 7 年 3 月 31 日（月）です。

①支援金交付申請書（様式第 5 号）

②インターンシップ実施報告書（様式第 6 号）

③手当や宿泊費を支払った証明書類

④前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類等

※①及び③は受入支援金及び宿泊費の申請をした事業者のみご提出ください。

### (2) 提出方法

書類は電子メールにて提出ください。

提出先：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【報告】インターンシップ支援」としてください。

※メールの受信容量の上限は 9MB になります。9MB を超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

### (3) 報告にあたっての注意事項

受入支援金及び宿泊費の支援額は、「手当や宿泊費を支払った証明書類」をもとに算定します。これらの書類で支援対象経費の支払先や支払日、支払額及び明細等が確認できないと支援額を確定することができませんので、書類は漏れがないようにご提出ください。

## 9 事業実施報告書類の審査

ご提出いただいた報告書類をもとに、事業実施状況の確認及び支援額を確定させます。必要に応じて書類の追加提出等を求めることがあります。

支援額の確定後、支援金交付額確定通知書（様式第 7 号）を送付します。

## 10 支援金請求書の提出

支援金交付額確定通知書（様式第 7 号）によって金額の決定を受けた事業者は、速やかに支援金交付請求書（様式第 8 号）を電子メールで提出してください。

提出先：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【請求】インターンシップ支援」としてください。

※メールの受信容量の上限は 9MB になります。9MB を超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

## 11 支援金の交付

支援金は、支援金交付請求書（様式第 8 号）を受理した日から 30 日以内に交付します。

## 12 決定の取消し

支援事業者あるいは支援事業が、以下のいずれかに該当すると判明したときは、支援決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 支援事業が本要項「2 支援事業」に該当しないことが判明したとき
- (2) 支援事業者が、支援金交付申請時において本要項「6 申請者の資格要件」に該当していないことが判明したとき
- (3) 申請書類あるいは実施報告等の内容に虚偽があることが判明したとき
- (4) 支援事業が支援対象期間内に完了しないことが判明したとき
- (5) 偽りその他不正な手段によって支援金の交付決定を受けたとき
- (6) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- (7) 支援事業の実施に際し日本の法令に違反したとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が不相当と会長が認めるとき

なお、上記の(5)から(7)までのいずれかに該当する場合は、決定の取消しと併せて支援事業者の名称及びその内容を公表することがあります。

## 13 留意事項

- (1) 申請者(団体の場合は代表者ならびに役員)が暴力団員等に該当しないことの確認のため、福岡市及び福岡県警察に照会を行います。
- (2) 申請書類あるいは報告書類の審査の際、必要に応じて、本要項に記載のない書類の提出や説明を求めることがあります。
- (3) 審査の結果、支援をしない決定をすることがあります。
- (4) 事務局からの連絡は、原則、電子メールにて行います。

## 14 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市 経済観光文化局 新産業振興部

コンテンツ振興課 デジタルコンテンツ係

電話番号：092-733-5170(直通)

メールアドレス：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※電話によるお問い合わせは、平日の10時～17時に限ります。